

## 早島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向又はジェンダーアイデンティティのあり方が少数と認められる者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方又は一方が性的マイノリティである2人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその双方又は一方の子又は親（養子又は養親を含む。）との家族として互いに継続的に協力し合うことを約束した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップにある者が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に署名し、これを町長に提出する方法により、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある2人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が本町に住所を有している（宣誓をした日から3か月以内に町内へ

転入を予定している場合を含む。) こと。

- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者が、近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、当該関係がパートナーシップに基づく養子縁組によるものであって、養子縁組をする前の関係が直系血族又は3親等内の傍系血族ではなかった者を除く。
- (6) 15歳以上の者をファミリーシップの宣誓の対象とする場合は、当該対象となる本人の同意があること。
- (7) 15歳未満の子をファミリーシップの宣誓の対象とする場合は、当該子が宣誓しようとする者の双方又はいずれか一方と生計が同一であること。

（宣誓の届出）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書（以下「宣誓届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類
- (3) 宣誓をしようとする者が町内に住所を有していない場合にあつては、町内への転入の予定を確認することのできる書類。この場合において、当該者は、転入後速やかに第1号の書類を提出しなければならない。
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、当該宣誓の対象となる者（以下「宣誓対象者」という。）について、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明書その他の当該親子関係を証明する書類

- (2) 宣誓対象者が15歳未満の子にあっては、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
- (3) 宣誓対象者（15歳以上の者に限る。）が署名した同意書
- (4) その他町長が必要と認める書類  
(宣誓の方法及び受領証等の交付)

第5条 町長は、前条の規定による届出をした者が、第3条に掲げる要件を満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に町と調整するものとする。
- 3 宣誓をしようとする者は、町の職員の面前で宣誓書に署名し、これを提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事情があると町長が認めたときは、当該宣誓をしようとする者の立会いの下、当該宣誓をしようとする者に代わって署名させることができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするために次に掲げるいずれかの書類を町の職員に提示しなければならない。
  - (1) 運転免許証
  - (2) 個人番号カード
  - (3) 旅券
  - (4) 在留カード
  - (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る。）又はこれらに準ずるものとして町長が適当と認めたもの
- 5 町長は、前2項の規定により宣誓した者（以下「宣誓者」という。）に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を交付す

るものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、通称名（社会生活において日常的に使用している氏名をいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 通称名を使用しようとする者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書により、町長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。

3 町長は、第1項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、再交付する必要があると認めたときは、受領証等を再交付するものとする。

4 宣誓者は紛失により受領証等の再交付を受けた場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を町長に返還しなければならない。

(宣誓届出書等の記載事項変更)

第8条 宣誓者は、宣誓届出書に記載した事項に変更があった場合（第10条第1項各号に該当する場合を除く。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書の内容・記載事項変更届兼再交付申請書（以下「変更届」という。）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に届け出なければならない。この場合において、変更する事項が、受領証等に記載されている事項に係るものであるときは、交付を受けた受領証等を添えて届け出なければならない。

- 2 第5条第4項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。
- 3 ファミリーシップの宣誓対象者（15歳以上の者に限る。）が、当該ファミリーシップを解消しようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書により、当該宣誓対象者の氏名が記載された受領証等からの氏名の削除を申し立てることができる。
- 4 町長は、前項の規定による申立てがなされたときは、宣誓者に対して交付した受領証等を返却させた上で、申立てをした宣誓対象者の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還等）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（以下「返還届」という。）を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。
  - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (3) 宣誓者の双方又は一方が町外に転出したとき（第11条に規定する届出があった場合を除く。）。
  - (4) 次条第1項又は第2項の規定により、宣誓が無効となったとき。
  - (5) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったと町長が認めるとき。
- 2 第5条第4項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。
  - 3 第1項第2号に該当する場合でファミリーシップの宣誓をしているときは、同項の規定にかかわらず、当該ファミリーシップの宣誓対象者の同意を得た上で、当該ファミリーシップを継続することができる。この場合において、宣誓者は、返還届に代わり、変更届を提出しなければならない。
  - 4 町長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合で、相当の期間、返還届の提出がないときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。
  - 5 町長は、第1項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方により返還届

の提出があったときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の宣誓者に対し、当該返還届を受理したことを通知するものとする。

- 6 町長は、第1項の規定により返還された受領証等の交付番号を公表することができる。

(宣誓の無効)

第10条 宣誓は、次の各号のいずれかに該当する場合には無効とする。

- (1) 宣誓届出書の内容に虚偽があったとき。
  - (2) 宣誓をした日（以下「宣誓日」という。）以後に、第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 第4条第1項第3号に該当することにより、届出を行った場合において、特段の理由があると町長が認めた場合を除き、宣誓者の双方が、宣誓日から3か月以内に転入しなかったとき。
  - (4) 受領証等の不正な使用、濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する使用が発覚したとき。
- 2 前項の規定による場合のほか、町長は、宣誓者が記載事項の変更その他必要な手続を怠り、かつ、それが長期にわたり継続された場合は、宣誓を無効とすることができる。
  - 3 町長は、無効とした受領証等の交付番号を公表することができる。

(協定自治体への転出)

第11条 本町とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している地方公共団体（以下「協定自治体」という。）に転出する者で、受領証等の継続使用を届け出たものは、本町が交付した受領証等を継続して使用することができる。ただし、宣誓者が協定自治体の宣誓の要件に該当しない場合はこの限りでない。

- 2 町長は、前項の届出があった場合で、その内容を適当と認めたときは、当該届出を行った者の同意を得て、転出先の協定自治体に関係書類を送付することができる。

- 3 第5条第4項の規定は、第1項の規定による届出をする場合について準用する。  
(協定自治体からの転入)

第12条 協定自治体から本町に転入した者で、当該協定自治体において発行された受領証等（受領証等と同等の効力を有するものに限る。）の継続使用を届け出た者（以下「継続使用者」という。）は、当該受領証等を継続して使用することができる。

- 2 町長は、継続使用者が協定自治体において行った宣誓を、本町で行った宣誓とみなすものとする。ただし、受領証等の交付は、継続使用者から申出があった場合に限り行うものとする。

- 3 町長は、継続使用者の同意があるときは、協定自治体で保管する宣誓に関する書類の提供を依頼することができる。  
(書類の保存期間及び廃棄)

第13条 町長は、宣誓者のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り、宣誓に関する書類を保存するものとする。

- 2 町長は、第9条第1項の規定による返還届が提出されたとき、又は第10条第1項若しくは第2項に該当するときは、その事実が生じたときから5年間宣誓に関する書類を保存した後、これを廃棄することができる。

(台帳の整備)

第14条 町長は、受領証等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 宣誓に係る日時等の調整その他宣誓をするために必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。